

平群町一般廃棄物処理基本計画

令和 5年 3月

平 群 町

目 次

第 1 章 総 論

1. 計 画 策 定 の 背 景 1
2. 本 計 画 の 位 置 付 け 1、2
3. 計 画 の 期 間 3
4. 計 画 の 対 象 3

第 2 章 一般廃棄物の現状と課題

1. 一 般 廃 棄 物 の 現 状 4
2. 一般廃棄物処理に関する将来予測 10
3. 主 な 課 題 と 方 向 性 11

第 3 章 処 理 計 画

1. 計 画 の 基 本 目 標 12
2. 基 本 方 針 12—17

第1章 総論

1. 計画策定の背景

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムにより、物質的な豊かさを手に入れることができましたが、一方多くの資源やエネルギーが使用され、これら全てのものがごみとして処理する際にも多くのエネルギーが必要になります。私たちがものを大切に、できる限りごみを出さない生活を送ることが、資源やエネルギーの消費の縮減に繋がるばかりか、地球規模の環境問題の解決にも繋がります。直近のごみに関する課題としては、マイクロプラスチックによる海洋汚染や食品ロス対策が挙げられ、また、台風や地震等の災害時に排出される災害廃棄物処理についての検討も必要になっています。

これらの背景には、廃棄物処理だけの問題だけでなく、既に起こっている地球温暖化や気候変動などによる地球規模の環境問題が関連しています。そのため、平成27年9月に国連サミットで採択された持続可能な社会をめざして目標を掲げたSDGsの達成に貢献できる施策を展開する必要があります。国では、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、ライフサイクル全体での資源循環の徹底をめざすことなど、持続可能な社会づくりへの総合的な取組が示されています。

平群町（以下、「本町」という。）では平成24年7月に令和3年度を目標年度とした「平群町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「循環型社会」の形成に向け一般廃棄物の適正な処理・処分を行うとともに一般廃棄物の減量化・資源化に努めてきました。また、令和4年4月には「平群町食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロスに関しての国際的な関心の高まりに対し、本町でも経済・環境・社会において重要な問題として受け止め食品ロス削減についても取り組んでおります。

このような状況において前計画の目標年度も経過し、廃棄物を巡る情勢の変化を踏まえ、これまでの取組、各家庭・事業所におけるごみ排出量・リサイクル率の推移を分析し、新たに令和5年度から向こう10年間を計画期間とする「平群町一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、引続き一般廃棄物を安定的かつ適正に処理し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、循環型社会を実現することを目的に町民、事業者、町が共通の認識に立ち、それぞれが取り組むべき役割を明らかにします。

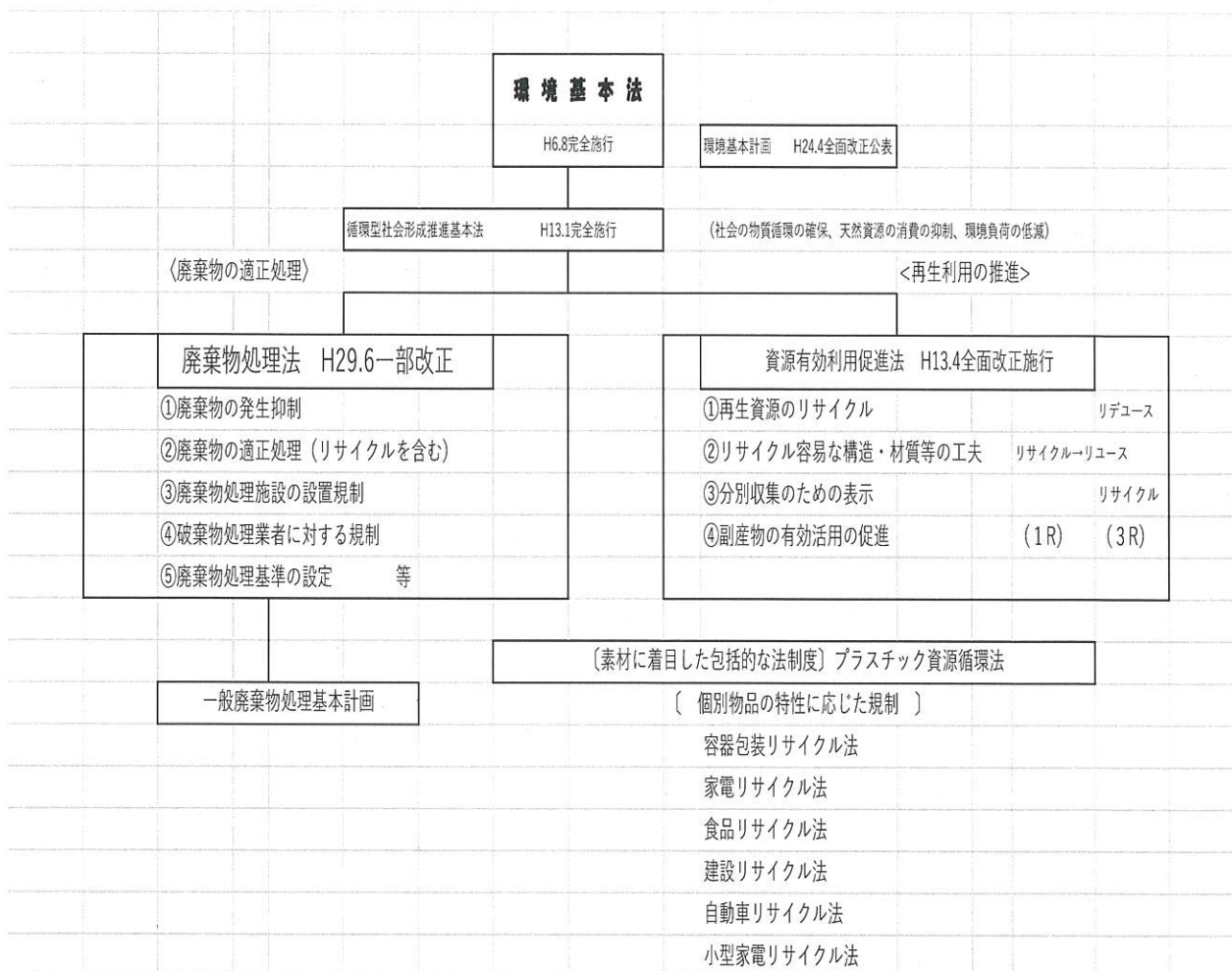
2. 本計画の位置付け

国におけるごみ処理行政を取り巻く環境も変遷してきており、廃棄物処理法の一部改正、循環型社会形成推進基本計画の策定等、循環型社会の形成に向けた法律・制度の整備が進められ、更なる環境配慮、減量化、再生利用等の推進が求められています。

さらに、平成5年3月に策定された「ごみ処理基本計画策定指針」についても、平成20年6月に改定され、平成25年4月には小型家電リサイクル法が施行されています。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画のごみ処理基本計画であります。廃棄物部門の計画として、国や奈良県が定める基本方針等に配慮するとともに、本町の一般廃棄物処理基本計画と整合を図るものとなります。

循環型社会を形成するための法体系



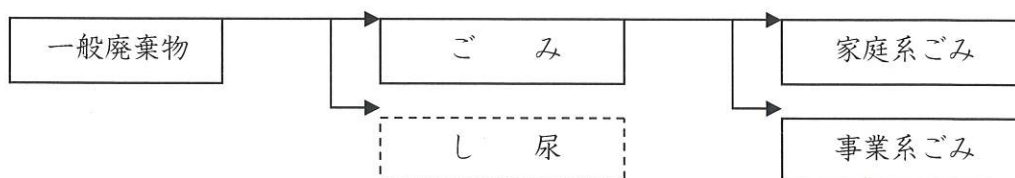
3. 計画期間

本計画の期間は、令和5年度を初年度とし、令和14年度を目標年度とする10年間とします。なお計画期間中であっても、法改正や情勢等に変動が生じた場合などについては必要に応じて計画の見直しを行います。

4. 計画対象

本計画の対象は、平群町内において発生する一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥を除く）とします。

図-①



第2章 一般廃棄物の現状と課題

1. 一般廃棄物の現状

(1) 排出量

①家庭系・事業系一般廃棄物の量

町内の過去5年間の家庭系及び事業系に区分したごみ排出量の推移を表-①に示します。

総排出量は、平成29年度に対する令和3年度の値はプラス6.0%で過去5年間を見ると増加傾向にあります。家庭系のごみの量は対平成29年度比で9.2%増えているのに対して、事業系のごみの量は約3.5%減少しています。

また家庭系のごみの割合は、全体の76.7%、事業系ごみは全体の23.3%となっています。(令和3年度)

表-① 家庭系・事業系一般廃棄物排出量の推移

	家庭系一般廃棄物 (kg / 年)	指数	事業系一般廃棄物 (kg / 年)	指数	全 体 量 (kg / 年)	指数
平成29年度	4,028,740	100	1,388,195	100	5,416,935	100
平成30年度	4,105,640	101.9	1,363,620	98.2	5,469,260	100.9
令和元年度	4,244,425	105.3	1,347,696	97.0	5,592,121	103.2
令和2年度	4,453,325	110.5	1,426,190	102.7	5,879,515	108.5
令和3年度	4,403,230	109.2	1,340,535	96.5	5,743,765	106.0

※ 家庭系一般廃棄物の量は、可燃ごみ・缶・瓶・ペットボトル・食品、発泡スチロール製トレイ・廃プラスチック・粗大ごみ・有害ごみの合計

※ 指数は、平成29年度を100としたときの指数

※ 有価物集団回収量は除く。

②1人1日あたりの排出量の推移(有価物集団回収は除く)

過去5年間(平成29年度～令和3年度)における住民1人1日あたりの排出量の推移を

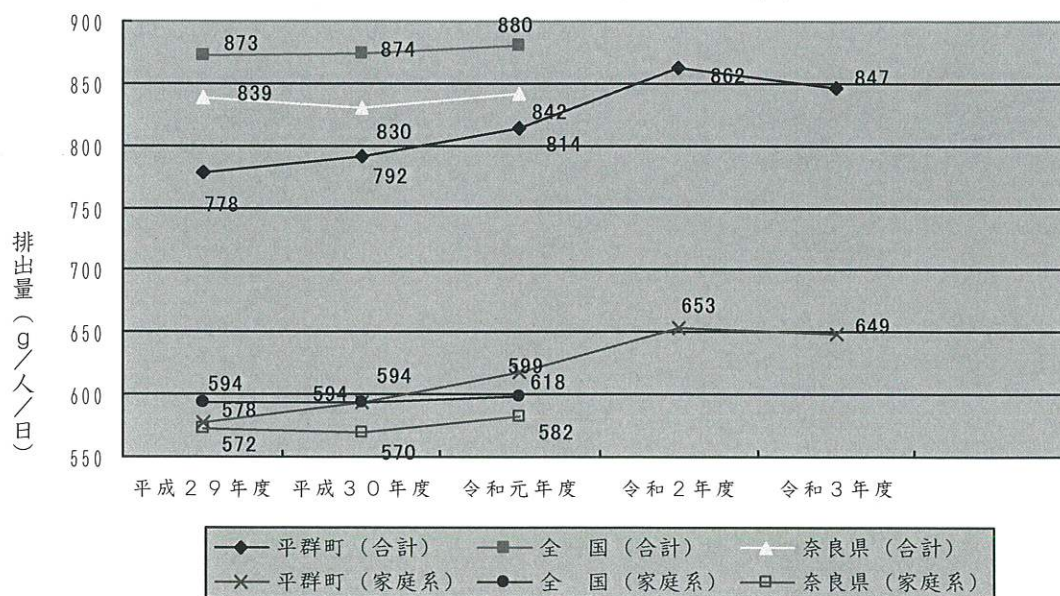
表-②、図-②に示します。平群町の1人1日あたりの一般廃棄物のごみ量は全国平均を若干下回っていますが増加傾向にあり、今後奈良県平均・全国平均ともに上回る見込みです。家庭系のごみ量だけを比較すると奈良県平均を上回り、令和元年からは全国平均も上回っており、5年間の推移を見ますと全国平均・奈良県平均はほぼ横ばいなのに対して平群町は増加傾向にあります。

また、令和元年から令和3年にかけて新型コロナウイルスの感染症対策として始まった企業のリモートワークなどの影響により、在宅される方が増え一時的に排出されるごみ量も増加しています。

表-② 1人1日あたり排出量の推移

年 度	人 口 (人)	指 数	家 庭 系 (g/人/日)	指 数	家 庭・事 業 合 計 (g/人/日)	指 数
平成29年度	19,082	100	578	100	777	100
平成30年度	18,926	99.1	594	102.7	791	101.8
令和元年度	18,825	98.6	618	106.9	813	104.6
令和2年度	18,683	97.9	653	112.9	862	110.9
令和3年度	18,578	97.3	649	112.2	847	109

図-② 1人1日あたり排出量の推移

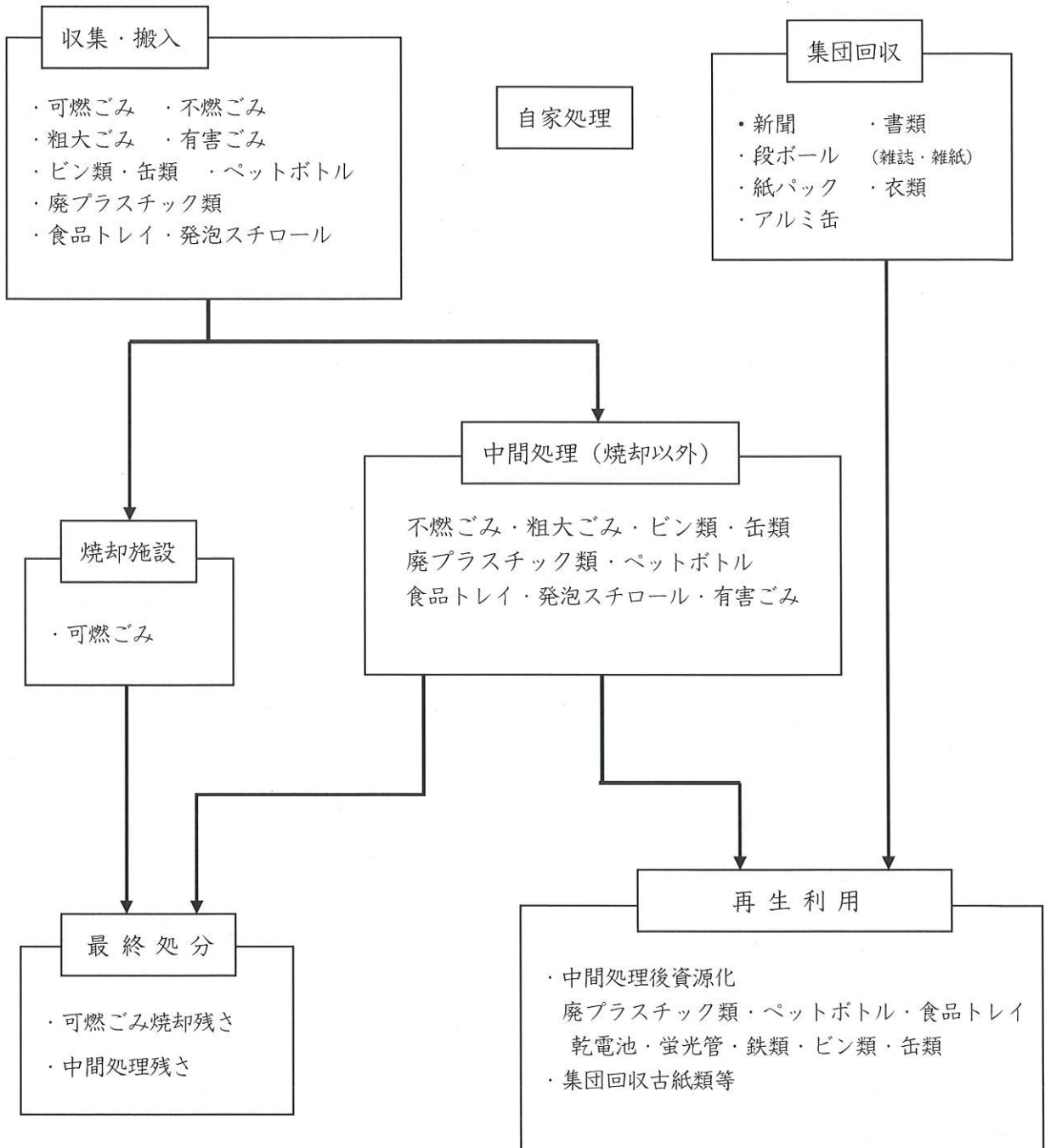


(2) ごみ処理の状況

①処理の流れ

本町における令和3年度の一般廃棄物の処理状況を図-③に示します。

図-③ 一般廃棄物処理フロー



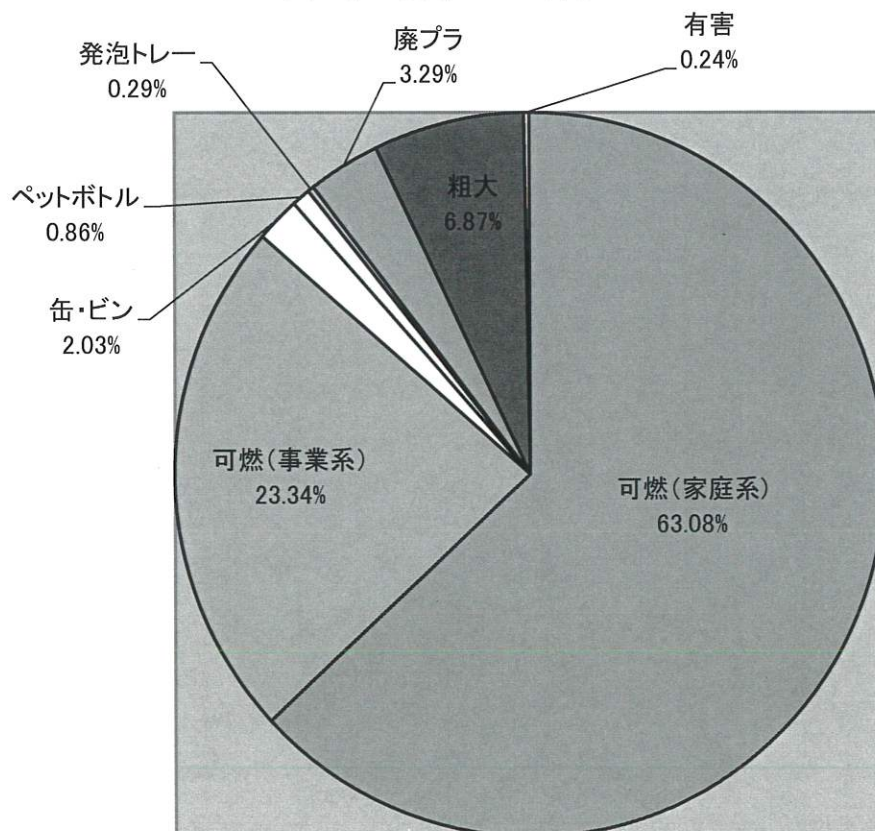
②ごみの種類（令和3年度）

本町において排出されているごみの種類ごとの排出量・割合を表-③、図-④に示します。総排出量のうち家庭から排出される可燃ごみが63.0%、事業系の23.3%を併せると全体の86%のごみが可燃物として清掃センターにおいて焼却処分されています。

表-③ ごみの種類ごとの排出量

種 類		排出量(kg)
可燃ごみ	家庭系	3,623,170
	事業系	1,340,535
	小 計	4,963,705
リサイクル	缶・ビン	116,640
容器包装 リサイクル	ペットボトル	49,425
	発泡スチロールトレイ	16,630
	廃プラスチック	189,030
	小 計	255,085
粗 大 ご み		394,810
有 害 ご み		13,525
合 計		5,743,765

図-④ 種類ごとの割合



③可燃ごみの組成・成分

焼却処分されている可燃ごみの組成割合・三成分を表-④、図-⑤、図-⑥に示します。

可燃ごみの中で大半を占めているのが紙・布類であり全体の46%となっています。ビニール・樹脂・皮革類の19%と併せると65%となりますが、この中には分別すれば資源となるものも多く含まれていると推測されます。

また、可燃ごみの中には3%近くの不燃物が混入されていることもわかります。

表-④ 可燃ごみの組成割合・三成分

(令和元年度～令和3年度平均値)

	項 目	排 出 量 (kg)
種 類 組 成	紙・布類	2, 286, 092
	ビニール・樹脂・皮革類	949, 293
	木・竹・わら類	742, 251
	厨芥類	557, 917
	不燃物類	146, 178
	その他	241, 778
	合 計	4, 923, 509
三 成 分	水分	2, 218, 290
	灰分	384, 182
	可燃物	2, 321, 037
	合 計	4, 923, 509

図-⑤ 可燃ごみ組成割合

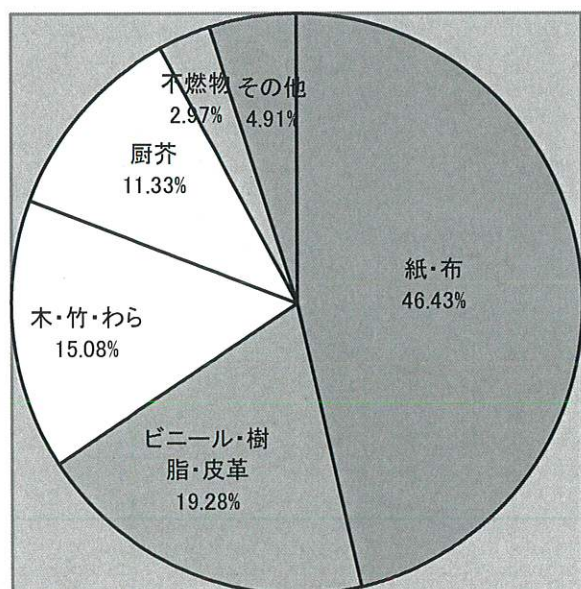
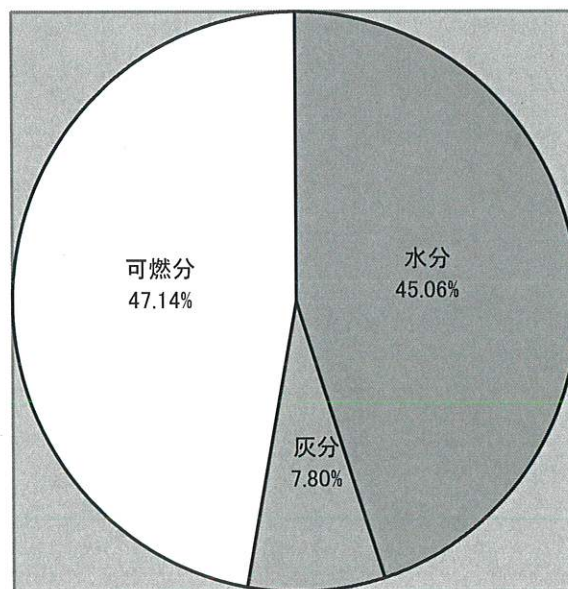


図-⑥ 可燃ごみ三成分



④再資源化量

本町における再資源化量の推移を表-⑤に示します。過去5年間（平成29年度～令和3年度）に中間処理後資源化された量にあまり大きな変化はありません。また、子ども会や自治会などの団体により古紙類等の回収（有価物集団回収）が行われ再資源化が図られていますが、毎年減少傾向にあります。

有価物集団回収が減っている要因には、新聞を取らなくなった家庭の増加による新聞や折り込みチラシの減少、スマホの普及による電子書籍化により書籍や雑誌などの紙媒体の減少及び新型コロナウイルスの影響による古布の回収中止によるもののほか、資源ごみを分別せずに可燃ごみに混入して出されていることが影響していると考えられます。

表-⑤ 再資源化量の推移

年度	中間処理後 資源化	指数	有価物 集団回収	指数	合計	指数
平成29年度	362t	100	1,000t	100	1,362t	100
平成30年度	372t	102.7	918t	91.8	1,290t	94.7
令和元年度	376t	103.8	815t	81.5	1,191t	87.4
令和2年度	385t	106.3	740t	74.0	1,125t	82.5
令和3年度	385t	106.3	746t	74.6	1,131t	83.0

(3) ごみ処理経費

本町における過去5年間（平成29年度～令和3年度）のごみ処理経費の推移を表-⑥で示します。

ごみ処理経費は減少傾向ではありますが、これは財政難による緊縮予算を組んでいることが要因であります。平成4年に稼働した清掃センターの焼却炉は30年以上が経過しているため、施設の老朽による修繕や、維持のための経費が増加することが懸念されます。また、今後焼却炉を廃止しごみ焼却の外部への委託等を検討する必要があることから、ごみ処理経費は今後大きく変化することとなります。

表-⑥ ごみ処理経費の推移

年度	直接処理費	人口	1人あたりの処理費
平成29年度	324,438千円	19,082人	17,002円
平成30年度	306,207千円	18,926人	16,179円
令和元年度	301,448千円	18,825人	16,013円
令和2年度	277,447千円	18,683人	14,850円
令和3年度	272,908千円	18,578人	14,689円

2. 一般廃棄物処理に関する将来予測

(1) 排出量の予測値

過去5年間（平成29年度～令和3年度）、家庭系ごみの1人1日あたり排出量は11.2%の増加で71gの増となっています。平群町では平成25年10月に可燃ごみの有料化を実施し、ごみ減量意識が低下しないようこれまでもごみ減量フェスタなどのイベントや広報などで啓発を行ってきましたが、有料化後は微増から横ばいで推移していた排出量は平成30年から増加に転じ、令和元年からは新型コロナウイルスの影響で大きく増加しています。

ただし、新型コロナウイルスの影響は令和2年度をピークにいったん減少したのちほぼ横ばいで推移することが予想されます。

このようなことから平群町の家庭ごみの1人1日あたり排出量は、令和3年度比で15%程度減少すると予測します。

また、事業系の排出量はほぼ横ばいで推移していますが、国道168号線バイパス沿道への店舗や事業者の進出が今後も見込まれることから、ごみ量も増加することが推測されます。しかし、事業者の地球温暖化への意識、使命感はもとよりプラスチック等の再利用・削減等のごみ減量化に向けた工夫や努力が一層加速し、事業系ごみの排出量は16%程度減少すると予測します。

人口の推移については、減少傾向にありますので、令和14年度では15,500人と見込んでいます。

予測値を表-⑦で示します。

表-⑦ 一般廃棄物排出量の将来予測値

年 度	令和3年度		令和14年度
人 口	18,578人		15,500人
家庭系ごみ	4,403t		3,082t
事業系ごみ	1,340t		1,120t
計	5,743t	➡	4,202t

3. 主な課題と方向性

(1) 家庭系廃棄物の排出量削減

近年の本町における家庭系ごみ排出量は増加傾向にあり、可燃ごみの中には新聞・紙・段ボール・衣類・プラスチック類など【分ければ資源】となるものも多く混入されていることが考えられます。

しかしながら、ペットボトル・発泡スチロール製トレイ・廃プラスチックの回収量は増えているため一定分別は進んでいる一方で、有価物集団回収の紙ごみの回収量が減っていることから、紙ごみの一部は分別されずに可燃ごみとして出されていると考えられることから、ごみの総量が増えていると思われます。

また、平群町では不燃性のごみと、可燃性のごみのうち可燃ごみの指定袋に入らない大きなごみについては【粗大ごみ】として収集していますが、より分別を進め再資源化が進むように【不燃ごみ】と【大型ごみ】に分ける必要があり、収集体制の確立が急務です。あわせて、平成20年3月に『平群町廃棄物減量等推進審議会』から「家庭ごみ有料化はごみ減量に向けた有効な方法であると判断し、これを実施すべき」との答申を受け、まずは可燃ごみからということで平成25年10月から可燃ごみの有料化を行いました。可燃ごみの有料化後とされた【不燃ごみ】と【大型ごみ】の実施時期については中間目標年度には決定したいと考えます。

ごみの出し方について、町民の皆さまには「混ぜればごみ、でも分ければ資源」の意識を持っていただくため周知・広報を強化し、更なるごみ減量化とリサイクル推進に協力していただくことが必要と考えます。

(2) 事業系一般廃棄物排出抑制

事業系の排出量は現在横ばい傾向にありますが、今後も国道168号線バイパス沿道に店舗が増えることが予想され、ごみ量も増加することが推測されます。

事業者には様々な業種、規模があり、ごみ減量化においても一様な取り組みでは十分な効果が得られない恐れもあることから、各事業者の状況を踏まえた細やかな対応によりごみの削減を図っていく必要があります。

そのもとで、手数料の改定についても検討していきます。

(3) その他の課題

本町の清掃センターの焼却炉は、平成4年に稼働しすでに30年以上が経過していますので、傷みが激しく施設の修繕、延命対策のための施設経費が増加することが予想されます。

また、耐用年数が25年から30年とも言われているため、今後平群町のごみ焼却施設をどのように運営していくのか、可能な限りの施設の延命や近隣市町村との広域連携、民間委託なども検討しなければならない課題となっています。

第3章 処理計画

1. 計画の基本目標

- ① 家庭系廃棄物の排出量を令和8年度までに令和3年度比で15%削減、その後令和14年度までに30%削減します。
- ② 事業系廃棄物の排出量を令和14年度までに令和3年度排出量に対し、16%削減します。

表-⑧ 一般廃棄物処理計画

年度	基準年	中間目標年度	最終目標年度
	令和3年度	令和8年度	令和14年度
人口	18,578人	16,500人	15,500人
家庭系ごみ (1人1日当たり)	4,403t (649g)	3,742t (621g)	3,082t (550g)
事業系ごみ (1人1日当たり)	1,341t (198g)	1,192t (198g)	1,120t (198g)
計 (1人1日当たり)	5,744t (847g)	4,934t (819g)	4,202t (748g)

2. 基本方針

次に示す5つの基本方針を柱として基本目標の達成をめざします。

☆ SDGs (持続可能な開発目標) への対応

・ SDGs (持続可能な開発目標)

- 2015年9月に国連サミットで採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダは、持続可能な開発目標 (SDGs : 17ゴール、169ターゲット) を中核とする2016年以降2030年までの国際目標。
- ゴールの多くが環境関連「誰一人取り残されることがない」「経済・社会・環境に関する課題が初めてひとつの目標に統合」「先進国・途上国を問わず全ての国に適用される普遍性」の3つの特徴。

本計画と関わりの強いSDGsのゴール（描く姿）とターゲット（達成基準）は次の通りです。

・17のSDGsのうちゴール12目標（下線）は達成基盤として資源と環境に直接的に言及。

1. 貧困の撲滅
2. 飢餓撲滅、食糧安全保障
3. 健康・福祉
4. 万人への質の高い教育、生涯学習
5. ジェンダー平等、女性能力強化
6. 水・衛生の利用可能性
7. エネルギーへのアクセス
8. 包摂的な持続可能な経済成長、雇用
9. 強靱なインフラ、工業化・イノベーション
10. 国内と国家間の不平等削減
11. 持続可能な都市
12. 持続可能な消費生産
13. 気候変動への対処
14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な使用
15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性
16. 平和で包摂的な社会の促進
17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

2030年までに廃棄物の発生抑制削減、再生利用及び再生利用により廃棄物の発生を大幅に削減

◇町・事業者・住民協働による取り組み推進

*ごみ分別収集の啓発推進（広報・ホームページによるごみの出し方・減量の取組み等を随時更新のもと掲載）

*環境問題学習会（自治会や各地区のエコリーダーとごみ減量に向けての意見交換会等）

*キエーロ普及の啓発推進

各家庭に1台のキエーロ設置を目標とし、町が手作りでキエーロを作成、配布することにより各家庭の生ごみ減量を推進する。また、キエーロを設置いただいている町民との意見交換、座談会等を定期的実施し、更なる啓発及び推進を図ります。

*ご家庭でできる生ごみの減量（生ごみ処理機設置補助制度）の啓発の推進

*ふれあい収集の推進

高齢又は障がい等により家庭から排出するごみを自らがごみ集積所へ持ち出すことが困難な世帯に対し、町が戸別にごみを収集し安否確認をします。

*ごみ集積所設置補助金を自治会に補助します。

近年生ごみがガラスや小動物等により荒らされ、ごみが散乱することが多いため防護するネットやカゴの設置に対して補助の周知・啓発に努めてまいります。

*小学生を対象とした「竜田川体験学習」を各種団体と協力して実施

竜田川の生態系及び環境問題について調査し、環境問題について考える機会や教育の更なる充実に努めます。

*エコ料理教室の開催と啓発推進

*食品ロスの削減に向けた住民・事業者への周知啓発の推進

フードドライブの開催（家庭で不要になった食品や文房具等を回収し、平群町社会福祉協議会を通じて提供）

フードドライブは、町を始めその他公共施設の計4カ所に窓口を設置し、随時受入れを実施し更に年4回フードドライブの強化月間を設定し更なる食品ロス削減の周知啓発を実施。平群町食品ロス削減計画にも目標値として挙げていますが、現在、町内飲食店10店舗について3010運動の三角柱を作成し啓発協力を頂いておりますが、協力店舗の更なる拡大に努めます。

*紙オムツの資源化取組み

今後の高齢化社会に伴い、大人用オムツを使用する人口も増えることが予想されます。ごみ減量化に向け、紙オムツの資源化として民間事業者の取組み事例、調査とあわせ実施自治体の研究を行い、紙オムツの資源化の実施に向けて取り組んでまいります。

☆ プラスチックに係る資源循環と再資源化の充実

ごみの減量化に向けては、ごみの中身を知ることが重要です。平群町の可燃ごみの内訳では、紙・生ごみが割合の半数を占めます。減量化策は、量の多いところから取り組むことが必須であります。ごみの総排出量の減量化を図りながら、再資源化率の上昇に努めます。

令和2年7月1日よりレジ袋の有料化が始まり、マイバックの啓発やワンウェイ容器包装の削減等により排出抑制が最大限図られるとともに、リユースカップ等の繰り返し使用も推進されています。使用済みのものについては、ポイ捨て・不法投棄により美観を損ねたり、海洋等に流出してマイクロプラスチック化したりするなど環境に悪影響を与えることなく適正に排出され、質の高い再生利用が行われるとともに、繰り返し循環利用できるよう、資源循環に向け取り組んでまいります。

〈主な取り組み事業の推進〉

* 有価物集団回収事業の実施

自治会・PTA・子供会等各種団体による集団回収。

* 住民の多様なライフスタイルに応じた町資源回収拠点の増設

当初は役場にある中央リサイクルステーションを中心に資源回収を行っていましたが、紙類の資源回収拠点として令和4年10月には町内の北部リサイクルステーション、令和5年1月には南部リサイクルステーションを増設しました。今後も資源回収の取り組みを拡大することによって、ごみ減量化に努めます。

* 小型家電リサイクルの実施

町内では、町内公共施設（5カ所）、道の駅、町内スーパー2カ所の計8カ所で回収BOXを設置しています。小型家電回収BOXに入らない家庭用家電については、役場窓口でも回収を実施し、小型家電リサイクルに取り組んでまいります。

また、BOX回収に出すのは個人情報が残っていたりして不安がある、あるいはBOX回収拠点まで自身で運べない方などの多様なニーズにも対応できるよう、宅配便を活用した民間事業者との連携もしながら、更なるごみ処理削減に努めてまいります。

* 家電リサイクル法の遵守の実施

家電リサイクル法に基づいた適正な家電処分方法について、随時、広報、ホームページ等で周知啓発の実施に努めてまいります。

☆ ポイ捨て、犬のフン及び不法投棄防止につながる対策と官民との連携

* 不法投棄未然防止事業の実施

町の地形は、山間部が面積の大半を占めております。山間部では家電4品目（テレビ・洗濯機・エアコン・冷蔵庫）をはじめ、産廃等の建築資材など多種多様な不法投棄が多く発生しています。不法投棄の発生箇所が多い場所への計画的な監視カメラの設置及び啓発看板の設置、定期的なパトール等を毎週実施し、地元住民からの情報提供・協力及び一般財団法人家電製品協会や一般社団法人奈良県産業廃棄物協会とも連携を図り不法投棄処理及び未然防止をできるよう努めてまいります。

* 平群町ポイ捨て条例の周知徹底の推進

令和2年1月1日に平群町ポイ捨て条例が施行しました。自ら暮らす町を汚さない、快適な住環境の意識の上昇を目指し、住民・事業者・行政一体となり取り組みを推進しております。意識の向上を図る上で、町内の目立つ箇所に啓発看板を設置（公園等）するとともに、SNSやホームページ、広報等でも随時掲載していきます。

また、犬や野良猫のフン・尿等の衛生上の処理については、飼い主のマナーを記載した冊子の回覧、啓発看板等の設置を行い、飼い主に周知や意識の向上を図るよう努めます。

野良猫のフン・尿の問題については、町独自の避妊・去勢手術の補助金はもとより、奈良県が行っているTNR事業への応募申請とあわせ、野良猫の増加を阻止し、地域猫として一生を見守って行けるよう、地域の住民の協力とあわせて、連携を図りながら努めてまいります。

☆循環型社会形成推進（循環型社会と5R）

*ごみ減量フェスタなどのイベントの定期開催

毎年、5月30日「ごみゼロの日」にあわせ、町と町民との協働によるごみ減量フェスタを実施しています。「ごみ減量化」をテーマにしたイベントであり、室内ではごみ減量化に取り組んでいただいたエコリーダーの表彰、エコクッキング、エコ工作教室、フードドライブの啓発、エコぬりえ、エコ川柳発表など実施し、室外ではパッカー車の展示、堆肥、花の苗無料配布を行っており、地球環境問題や温暖化対策について考えていただく催しを行っております。

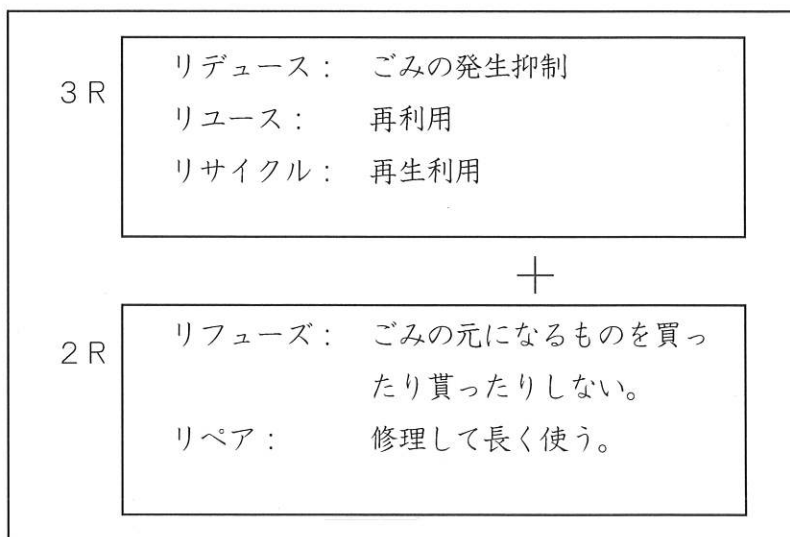
また、秋には環境フェスタを実施しています。これは、主に小学生以上の学生が環境問題に関心・興味をもっていただくことを主体としたイベントであります。

日本の生態系についての展示、3R☆Reduce（リデュース）Reuse（リユース）Recycle（リサイクル）についてのクイズラリーを行ったり、廃食油を使った石鹸作りなど・・・実際に見て、考えて、触れるといった体験型イベントを通じて、子ども達に「環境問題」に対し、3Rに加えてプラス2R（リフューズ、リペア）の5Rまで啓発を行い、より深く関心・興味を持っていただけるよう努めてまいります。

*「もったいない広場」 屋外開催の実施

町民のみなさんよりリサイクル頂いた、陶器や子ども服、おもちゃや自転車、ベビーカーなどのリサイクル品を無料で提供させていただき、5R推進に努めてまいります。

※ 5R



* 剪定枝を粉砕する機械の貸出し

家庭から出る剪定枝を有効活用していただくために、「剪定枝粉砕機」を無料で貸出します。

粉砕・チップ化した剪定枝は堆肥や土壌改良材として活用いただき、ごみの減量化につなげていきます。リサイクルの循環として、広報・ホームページ等での啓発活動に努めます。

☆ 官民協働による「3R+Renewable」の実践的な取組みの推進

* 「3R」は持続可能な社会に貢献できる、最も身近な取組みのひとつであります。3Rの取組みとあわせて、「3R+Renewable」(*Renewableとは、再生可能な資源に替えること)への取組みを、具体的に事例を挙げながら家庭生活でも実践して取り組んでいただけるよう、啓発・発信を行っていきます。

特に、町内事業者は個人事業者や中小事業者が多いこともあり十分な情報が行きわたっていない問題が存在しています。町内事業者も国道168号線を中心に増加しており、3R+Renewableの取組みに対しても、個々の事業者の実情に沿ったきめ細やかな対応を行い、循環型社会を構築するための事業活動を指導・助言します。

Renewableの取組み製品としてレジ袋があります。今使われているレジ袋はほとんどがプラスチックで、一度使用したら役目を終えてごみになります。そこで、プラスチックに替えて、くり返し使える素材として考えられたのがバイオプラスチックです。

国としても、2030年までにバイオプラスチックを約200t導入することを目標として定められております。町も可燃ごみの指定袋をバイオプラスチック製のものに替えていくなどの取組みを検討していきたいと考えております。

官・民協働で取り組むこととして、一度きりの消費で終わらず、再生可能な製品を選択することで、環境保護活動に貢献していく必要があります。また、再生可能な製品を回収する拠点を各自で設け、円滑に回収・運搬できるよう官・民で仕組みを構築する必要があると考えます。

この仕組みを共に考え賛同いただける町内事業者を中心に積極的に呼びかけていくとともに、実証実験や他市町村の政策の動向も分析しながら、よりよい形を探っていきたいと考えます。